

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務の実績に関する評価実施要領

平成30年 3月28日
宮崎県地方独立行政法人評価委員会決定
一部改正 平成30年 7月27日
一部改正 平成31年 2月 7日
一部改正 令和 2年 3月18日
一部改正 令和 2年 9月 8日
一部改正 令和 6年 2月26日

1 趣旨

この要領は、宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項に規定する、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 評価の種類

評価委員会は次の3つの評価を行うものとする。

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
年度評価	法第78条の2第1項第1号から第3号	毎事業年度における業務の実績	当該事業年度の翌年度
中間評価	法第78条の2第1項第2号	中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	法第78条の2第1項第3号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間終了の翌年度

3 評価の基本方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討・推進や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

4 評価の方法

評価は、法人が、業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（別添様式）を評価委員会へ提出し、評価委員会において、当該業務実績報告書を検証するとともに、項目別評価及び全体評価を行うことにより実施する。

5 法人による自己評価

(1) 年度評価

ア 項目別評価

① 小項目別評価

法人は、年度計画に記載した個別の取組内容ごとの達成状況について、次のAからDの4段階で自己評価を行い、実施状況及び判断理由を記述する。

なお、目安となる判断基準とは異なる評価を行う場合、その理由を記述する。（以下、中間評価及び期間評価においても同じ）

評価区分	評価内容	目安となる判断基準
A	年度計画を上回って実施している	年度計画を原則すべて実施し、優れた成果又は実績が上がっている
B	年度計画を順調に実施している	年度計画を概ね8割以上実施し、成果又は実績が上がっている
C	年度計画を十分には実施できていない	年度計画を6～7割程度実施している
D	年度計画を大幅に下回っている	

② 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期計画及び年度計画に定める次の5項目（以下「大項目」という。）ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況についての自己評価を記述する。

- 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

イ 全体評価

法人は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体についての総合的な自己評価を記述する。

(2) 中間評価

ア 項目別評価

① 小項目別評価

法人は、中期計画に記載した個別の取組内容（以下「中期小項目」という。）ごとの達成状況について、次のAからDの4段階で自己評価を行い、実施状況、今後の取組予定及び判断理由を記述する。

評価区分	評価内容	目安となる判断基準
A	中期計画を上回って実施することが見込まれる	中期計画を原則すべて実施し、優れた成果又は実績が上がるが見込まれる
B	中期計画を順調に実施することが見込まれる	中期計画を概ね8割以上実施し、成果又は実績が上がるが見込まれる
C	中期計画を十分には実施できないことが見込まれる	中期計画を6～7割程度実施することが見込まれる
D	中期計画を大幅に下回るが見込まれる	

② 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、大項目ごとに、中期計画の進捗状況についての自己評価を記述する。

イ 全体評価

法人は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間に見込まれる業務実績全体についての総合的な自己評価を記述する。

(3) 期間評価

ア 項目別評価

① 小項目別評価

法人は、中期小項目ごとの達成状況について、次のAからDの4段階で自己評価を行い、実施状況及び判断理由を記述する。

評価区分	評価内容	目安となる判断基準
A	中期計画を上回って実施している	中期計画を原則すべて実施し、優れた成果又は実績が上がっている
B	中期計画を順調に実施している	中期計画を概ね8割以上実施し、成果又は実績が上がっている

C	中期計画を十分には実施できていない	中期計画を6～7割程度実施している
D	中期計画を大幅に下回っている	

② 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、大項目ごとに、中期計画の進捗状況についての自己評価を記述する。

イ 全体評価

法人は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における業務実績全体についての総合的な自己評価を記述する。

6 評価委員会による評価

(1) 検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、中期計画・年度計画の実施状況や数値目標の達成状況、取組の過程等について法人から聴取等を行い、検証する。

(2) 年度評価

ア 項目別評価

評価委員会は、(1)の検証の結果を踏まえ、大項目ごとに次のVからIの5段階で総合的に評価を行うとともに、高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等についての意見を記述する。

評価区分	評価内容	目安となる判断基準
V	中期計画の達成に向けて年度計画を上回る実施状況にある	評価委員会が特に認める場合
IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している	法人の自己評価が原則A又はB
III	中期計画の達成に向けて年度計画を概ね順調に実施している	法人の自己評価の概ね9割以上がA又はB
II	年度計画を十分には実施できていない	法人の自己評価の概ね9割未満がA又はB
I	年度計画を大幅に下回っている	評価委員会が特に認める場合

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体についての総合的な評価を記述する。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記述する。

(3) 中間評価

ア 項目別評価

評価委員会は、(1)の検証の結果及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価(以下「認証評価機関による評価」という。)を踏まえ、大項目ごとに次のVからIの5段階で総合的に評価を行うとともに、高く評価する点や、取組を強化すべき点等についての意見を記述する。

評価区分	評価内容	目安となる判断基準
V	中期目標・中期計画を上回って達成することが見込まれる	評価委員会が特に認める場合
IV	中期目標・中期計画の達成が見込まれる	法人の自己評価が原則A又はB
III	中期目標・中期計画を概ね達成することが見込まれる	法人の自己評価の概ね9割以上がA又はB
II	中期目標・中期計画の達成に向けやや不十分である	法人の自己評価の概ね9割未満がA又はB
I	中期目標・中期計画の達成に向け業務の大幅な改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間に見込まれる業務実績全体についての総合的な評価を記述する。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記述する。

(4) 期間評価

ア 項目別評価

評価委員会は、(1)の検証の結果及び認証評価機関による評価を踏まえ、大項目ごとに次のVからIの5段階で総合的に評価を行うとともに、高く評価する点や、取組を強化すべき点等についての意見を記述する。

評価区分	評価内容	目安となる判断基準
V	中期目標・中期計画を上回って達成している	評価委員会が特に認める場合
IV	中期目標・中期計画を達成している	法人の自己評価が原則A又はB

Ⅲ	中期目標・中期計画を概ね達成している	法人の自己評価の概ね9割以上がA又はB
Ⅱ	中期目標・中期計画を十分に達成していない	法人の自己評価の概ね9割未満がA又はB
Ⅰ	業務の大幅な改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における業務実績全体についての総合的な評価を記述する。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記述する。

7 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

8 評価方法の継続的な見直し

この要領については、各評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行し、平成29年度の業務実績報告書に係る評価から適用する。

附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度の業務実績報告書に係る評価から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月18日から施行し、令和元年度の業務実績報告書に係る評価から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月8日から施行し、令和3年度に実施する評価から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月26日から施行し、令和6年度に実施する評価から適用する。